厚生労働大臣が定める院内掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【看護に関する事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っていますので、患者さんのご負担による付添看護は認められていません。入院中の看護は、看護師がいたしますのでご了承ください。

【入院時食事に関する事項】

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しています。

【施設基準届出】

≪基本診療料≫	
・ 急性期一般入院料４	・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
・ 救急医療管理加算	・ 後発医薬品使用体制加算１
・ 超急性期脳卒中加算	・ データ提出加算２
・ 診療録管理体制加算１	・ 入退院支援加算２
・ 医師事務作業補助体制加算２	・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
・ 急性期看護補助体制加算（50 対１）	・ 地域医療体制確保加算
・ 夜間急性期看護補助体制加算（100 対１）	・ ハイケアユニット入院医療管理料１
・ 看護職員夜間配置加算（16 対１　加算１）	・ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
・ 療養環境加算	・ 回復期リハビリテーション病棟入院料３
・ 医療安全対策加算１	・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
・ 感染対策向上加算１	・ 歯科外来診療医療安全対策加算２
・ 患者サポート体制充実加算	・ 歯科外来診療感染対策加算３

≪特掲診療料≫	
・ 二次性骨折予防継続管理料１	・ 薬剤管理指導料
・ 二次性骨折予防継続管理料２	・ 医療機器安全管理料１
・ 二次性骨折予防継続管理料３	・ 検体検査管理加算(Ⅰ)
・ 下肢創傷処置管理料	・ 検体検査管理加算(Ⅱ)
・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注３に規定する救急搬送看護体制加算	・ ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
・ 外来腫瘍化学療法診療料２	・ 外来化学療法加算２
	・ 無菌製剤処理料

厚生労働大臣が定める院内掲示事項

≪特掲診療料≫	
・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ・ 人工腎臓 ・ 導入期加算１ ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ・ 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。） ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ・ 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ド ・ 緑内障手術（濾過胞再建術（needle ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・ 大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法） ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算 ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) ・ 多血小板血漿処置	・ 医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算１ ・ 医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の深夜加算１ ・ 医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ・ 輸血管理料Ⅱ ・ 輸血適正使用加算 ・ 麻酔管理料（Ⅰ） ・ 保険医療機関間の連携による病理診断 ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製 ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診 ・ 看護職員処遇改善評価料（43） ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・ 入院ベースアップ評価料（55） ・ 歯科治療時医療管理料 ・ 在宅療養支援歯科病院 ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料 ・ 口腔細菌定量検査 ・ 有床義歯咀嚼機能検査１のロ及び咀嚼能力検査 ・ 歯科口腔リハビリテーション料２ ・ クラウン・ブリッジ維持管理料 ・ ＣＡＤ/ＣＡＭ冠及びＣＡＤ/ＣＡＭインレー

≪入院時食事療養費≫	
・ 入院時食事療養（Ⅰ）	・ 入院時生活療養（Ⅰ）

≪その他≫
・ 酸素の購入単価

2025 年 7 月 1 日

名戸ヶ谷病院　病院長

名戸ヶ谷病院
NADOGAYA HOSPITAL